

岩手県告示第418号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年5月14日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社映電社
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市鶴住居町第8地割36番地1
 - ウ 代表者の氏名 仙場義政
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第4860号
 - (3) 処分の内容 電気工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年12月27日付けで電気工事業及び電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年5月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社四ツ家建設
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市只越町二丁目8番19号
 - ウ 代表者の氏名 四ツ家宏子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第5498号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年5月9日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年4月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 佐野建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第4地割1番地
 - ウ 代表者の氏名 佐野康夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第6273号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年4月23日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成25年5月14日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 北桜設備株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市村崎野24地割20番地17
 - ウ 代表者の氏名 八重樫初子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第50221号
 - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年5月13日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成25年5月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社ヨツヤリース

イ 主たる営業所の所在地 釜石市只越町二丁目8番19号

ウ 代表者の氏名 四ツ家宏子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-21)第110034号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成24年11月1日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成25年5月14日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社山元

イ 主たる営業所の所在地 釜石市港町一丁目5番25号

ウ 代表者の氏名 山元一典

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-24)第4354号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成25年1月16日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。